

# 第10次鳥獣保護事業計画の策定について

【大阪府環境審議会 野生生物部会】

## 鳥獣保護事業計画

都道府県の実施する鳥獣保護事業についての基本的な考えや施策の在り方を示す枠組みであり、環境大臣が定める基本指針に基づいて、都道府県が作成する5カ年の計画。

## 第10次鳥獣保護事業計画の概要

### 基本理念

人と野生鳥獣との適切な関係の構築及び生物多様性の保全を基本理念とする。

### 第一 鳥獣保護事業計画の計画期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日までとする。

### 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

- ・第10次計画期間終了時の鳥獣保護区  
18箇所 12,801ha（期間内の新規指定予定 2箇所 2,180ha）
- ・第10次計画期間終了時の特別保護地区  
2箇所 110ha（期間内の新規指定予定 1箇所 40ha）

### 第三 放鳥獣に関する事項

- ・キジを300羽（毎年）放鳥
- ・放鳥効果の調査結果をふまえ、放鳥数の調整等事業の見直しを行う。

### 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- ・鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等を許可する場合
  - ・学術研究を目的とする場合
  - ・鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止（有害鳥獣捕獲）を目的とする場合
  - ・特定計画に基づく数の調整を目的とする場合
  - ・その他特別な事由を目的とする場合
    - 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的
    - 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
    - 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
    - 愛がんのための飼養の目的
    - メジロのみ捕獲を認める（ホオジロの捕獲禁止）
    - その他

## 第五 特定猟具使用禁止区域に関する事項

特定猟具使用（銃猟）禁止区域の指定とともに、学校や通学路、子供の遊び場となっている空き地、自然観察路及び野外レクリエーションなどの目的のため利用者の多い場所など、わな猟による事故発生のおそれの高い地区については、わな猟に伴う危険予防のため必要に応じて、特定猟具使用（わな猟）禁止区域の指定を進める。

第10次計画期間終了時の特定猟具使用（銃猟）禁止区域  
75箇所 120,899ha（期間内の新規指定予定 1箇所 390ha）

## 第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

- ・ニホンジカ、イノシシを対象とした特定鳥獣保護管理計画（特定計画）を作成し、個体数管理や被害防止対策を総合的に講じる。
- 計画期間 平成19年4月1日から平成24年3月31日までとする。

## 第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

- ・鳥獣保護行政の適正な推進を図るため、鳥獣の生息状況の調査を積極的に実施し、科学的データの収集・蓄積に努める。
- ・鳥獣保護対策調査、狩猟関係調査、有害鳥獣対策調査  
干潟における鳥獣保護区の指定にあたっては、春・秋のシギ・チドリ類調査を行う。

## 第八 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項

- ・愛鳥週間行事の実施
- ・愛鳥モデル校の指定を進める
- ・安易な餌付けの防止についての普及啓発
- ・法令遵守等の指導の実施

## 第九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

- ・鳥獣保護に携わる職員や鳥獣保護員を育成するため、研修等の実施による専門的知識の向上を図る

## 第十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

- ・鳥獣の保護と被害対策双方の調和を図りつつ、府・市町村・府民がそれぞれの役割を果たし、連携した取組みを行なう。
- ・鳥獣の区分（希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣、一般鳥獣）  
狩猟鳥のウズラについては、大阪府内での捕獲の制限について検討する。
- ・狩猟の適正管理
- ・鳥獣飼養の適正化
- ・傷病鳥獣への対応
- ・動物由来感染症への対応